

おやま暮らしお試しの家事業実施要綱

平成30年3月20日 施行

規定第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住を検討している者（以下「移住検討者」という。）に対して、市内の住宅を一時的に貸し付けることにより、本市の風土及び日常生活を体験する機会の提供を図り、もって本市への移住及び定住を促進することを目的として、おやま暮らしお試しの家事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(お試しの家)

第2条 この要綱において、「お試しの家」とは、市が市内に存する民間住宅（附帯施設及び敷地を含む。）を借り上げ、移住検討者に貸し出すものをいう。

2 お試しの家には、日常生活を営むための電化製品、家具、食器その他の家財道具（以下「家財道具等」という。）を備えるものとする。

(名称及び位置等)

第3条 お試しの家の名称及び位置等は、別表のとおりとする。

(貸付対象者)

第4条 お試しの家の貸付けを受けることができる者（以下「貸付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 移住検討者

(2) 次条に規定する借受申請の日において年齢が20歳以上である者

(3) 貸付対象者及び当該貸付対象者と同居しようとする者（以下「同居人」という。）が、小山市暴力団排除条例（平成23年小山市条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でない者

(借受申請)

第5条 お試しの家の貸付けを受けようとする貸付対象者（以下「申請者」という。）は、おやま暮らしお試しの家借受申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者並びに同居人の氏名、住所及び生年月日を確認できる書類の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書は、貸付けを受けようとする日の6月前から2月前までに提出するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(貸付承諾)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、お試しの家の貸付けの可否を決定し、おやま暮らしお試しの家貸付承諾通知書（別記様式第2号）又はおやま暮らしお試しの家貸付不承諾通知書（別記様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(契約の締結等)

第7条 前条に規定する貸付承諾の通知を受けた申請者（以下「使用者」という。）は、おやま暮らしお試しの家定期賃貸借契約書（以下「契約書」という。）により定期賃貸借契約（以下「契約」という。）を市長と締結しなければならない。

2 市長は、前項の規定により契約を締結する使用者に対して、おやま暮らしお試しの家定期建物賃貸借契約事前説明書を交付して、当該契約の更新がなく、次条に規定する貸付期間満了により終了することを説明するものとする。

(貸付期間等)

第8条 お試しの家を貸し付ける期間（以下「貸付期間」という。）は1月間とし、同一の利用者につき1回限り貸し付けることができるものとする。

2 利用者及び同居人（以下「利用者等」という。）の入居及び退去は、小山市の休日定める条例（平成元年条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除いた日の午前8時30分から午後5時15分までの間に行うこととする。

(賃借料等)

第9条 利用者は、お試しの家の賃借料及び光熱水費（電気料金、ガス料金及び上下水道料金、日本放送協会放送受信料並びにインターネット回線使用料をいう。）相当額（以下「賃借料等」という。）として、1回の借受けにつき30,000円を契約の締結時に市長に支払わなければならない。

2 既に納入された賃借料等は返還しない。ただし、天災その他不可抗力によりお試しの家を使用することができなくなったときは、その全部又は一部を返還する

ことができる。

(遵守事項)

第10条 使用者は、お試しの家の使用について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守及び就寝時に施錠するなど、お試しの家を善良に管理すること。
- (2) お試しの家の鍵の紛失、設備の破損、その他管理上の支障が発生したときは、速やかに市長にその旨を報告すること。
- (3) 火気の取扱いに細心の注意を払うとともに、冬期にあつては、水道の凍結防止に配慮すること。
- (4) お試しの家の家財道具等を適切に取扱うこと。
- (5) お試しの家の清掃や除草を適宜行い、適正に管理すること。
- (6) 貸付期間中に発生したごみは、本市の定めに従い排出すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、お試しの家の貸付けに関し市長が必要と認めること。

(禁止行為)

第11条 使用者は、お試しの家において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 申請書に記載した使用者等以外の者を居住させること。
- (2) お試しの家を転貸し、又はその権利を譲渡すること。
- (3) お試しの家を損壊し、改造し、若しくは改装をすること又は工作物を設置すること。
- (4) 営利又は非営利の別にかかわらず、事業を営むこと。
- (5) 物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為を行う会場として使用すること。
- (6) 興行、展示会その他これらに類する催しを開催すること。
- (7) 政治的活動又は宗教的活動に使用すること。
- (8) 近隣の住民に迷惑を及ぼす行為を行うこと。
- (9) お試しの家の建物内で喫煙すること。
- (10) ペット（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を持ち込むこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、お試しの家の使用にふさわしくない行為を行う

こと。

(契約の解除)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により貸付承諾を受け、又は契約を締結したとき。
- (2) 法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。
- (3) 契約書に規定された事項に違反したとき。
- (4) 天災その他不可抗力によりお試しの家を使用することができなくなったとき。

2 前項の規定に基づき契約を解除するときは、おやま暮らしお試しの家定期賃貸借契約解除通知書により使用者に通知するものとする。

(明渡し)

第13条 使用者は、貸付期間が終了したとき又は前条の規定により契約を解除されたときは、直ちにお試しの家を明け渡さなければならない。この場合において、当該使用者は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、お試しの家を現状に回復しなければならない。

(立入り調査)

第14条 市長は、防火、構造の保全その他お試しの家の管理上特に必要があると認めるときは、職員をして、お試しの家に立ち入らせ、当該お試しの家を調査し、又は使用者等に質問させることができる。

2 使用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入り調査に協力しなければならない。

(損害賠償)

第15条 使用者は、使用者等が故意又は過失により、お試しの家若しくはその家財道具等を損傷し、汚損し、滅失し、又は紛失したときは、おやま暮らしお試しの家損傷等届により市長に届け出て、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

(免責)

第16条 お試しの家が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、お試しの家

において生じた損害については、本市はその責めを負わないものとする。

(様式)

第17条 この要綱に規定する契約書等の様式は、別に定める。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表 (第3条関係)

名称	位置	建築年	構造	建築面積 (住宅部分 に限る。)	敷地面積
おやま暮らし お試しの 家	小山市大字 千駄塚546 番地	昭和54年	木造瓦葺平 屋建	107.85㎡	1,725.00㎡

備 考	
-----	--

様式第 2 号（第 6 条関係）

小山市指令 第 号
年 月 日

おやま暮らしお試しの家貸付承諾通知書

様

小山市長



年 月 日付けで借受申請のありましたおやま暮らしお試しの家の貸付けについて、次のとおり承諾しますので、おやま暮らしお試しの家事業実施要綱第 6 条の規定により通知します。

貸付期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
居住人数	人
留意事項	1 おやま暮らしお試しの家定期賃貸借契約を締結していただきます。 2 おやま暮らしお試しの家事業実施要綱第 9 条に規定する賃借料等を前項の契約の締結時にお支払いいただきます。

様式第3号（第6条関係）

小山市指令 第 号
年 月 日

おやま暮らしお試しの家貸付不承諾通知書

様

小山市長



年 月 日付けで申請のありましたおやま暮らしお試しの家の貸付け
について、次の理由のとおり承諾できませんので、おやま暮らしお試しの家事業実
施要綱第6条の規定により通知します。

理由	
----	--